

は び き の し だんじょきょうどうさんかく かん し み ん い し き ち う さ
羽曳野市 男女共同参画に関する市民意識調査
—調査の趣旨とご協力のお願い—

し み ん ひ ご ろ し せ い り か い き き よ う り よ く あ つ れ い も う あ
市民のみなさまには、日頃から市政にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

ほんし は び き の し だんじょきょうどうさんかくすいしんじょうれい およ は び き の し だんじょきょうどうさんかくすいしん
本市では、「羽曳野市男女共同参画推進条例」及び「羽曳野市男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現をめざして様々な施策を推進してまいりました。

ち ょ う さ じ き さ く て い さ き だ し み ん い し き は あ く
この調査は、次期プランの策定に先立ち、市民のみなさまの意識やニーズを把握し、今後の施策の基礎資料とするために実施するものです。

ち ょ う さ ひ ょう し な い す ま ん さ い い じ う か た む さ く い ち ゅ う し ゅ つ に ん た い し う
調査票は、市内にお住まいの満18歳以上の方から無作為に抽出した2,000人を対象に
お配りしており、無記名式で、お答えいただいた内容についてはすべて統計的に処理を行
いますので、ご回答いただいた方のお名前や回答内容がわかれることはございません。また、
ち ょ う さ け つ か ほ か も く て き し ょ う と う け い て き し ょ り お こ な
調査結果を他の目的に使用することもございませんので、そのままお答えください。

ご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

れ い わ ね ん が つ
令和7年8月

は び き の し
羽曳野市

ち ょ う さ ひ ょう き に ゆ う
<調査票のご記入について>

- お答えはご本人（あて名の方）が、ご自身のお考えでご記入ください。ただし、ご本人でお答えが困難な方は、ご家族などのご協力によりお答えください。
- 各質問には、令和7年8月1日現在の状況でお答えください。
- 回答は、あてはまる番号に○をつけたり、記入欄にお書きいただくものなどがあります。また、質問によって選んでいただく数を「1つ」「3つまで」「いくつでも」などと指定していますので、質問文をよく読んでお答えください。
- 記入が終わりましたら、9月12日(金)までに同封の返信用封筒（切手不要）に入れてご投函ください。お名前を記入していただく必要はありません。
- 次のアドレスまたは二次元バーコードからインターネットを通じてご回答いただくことも可能です。（調査票の返送は不要です。）

<https://enquete.cc/q/habikino>



と あ さ き
【お問い合わせ先】

は び き の し し み ん せ い か つ ぶ じ ん け ん す い し ん か
羽曳野市 市民生活部 人権推進課

でんわ な い せ ん
電話 072-958-1111 (内線1052) FAX 072-958-8061

E-Mail jinkensuishin@city.habikino.lg.jp

かぞく あなたとご家族について

あなたご自身のことについておたずねします。(いずれか1つに○)

F1 あなたの性別は。(以後、ここで○をつけた性別として回答してください。)

- | | | | |
|------|------|-------|----------|
| 1 女性 | 2 男性 | 3 その他 | 4 答えたくない |
|------|------|-------|----------|

F2 あなたの年齢は。

- | | | | |
|--------|--------|--------|---------|
| 1 10歳代 | 2 20歳代 | 3 30歳代 | 4 40歳代 |
| 5 50歳代 | 6 60歳代 | 7 70歳代 | 8 80歳以上 |

F3 あなたは結婚(事実婚を含む)されていますか。

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1 未婚 | 2 既婚(配偶者・パートナーがいる) |
| 3 離婚、離別または死別した | |

F4 あなたとあなたの配偶者・パートナーの主な職業をお答えください。配偶者・パートナーがおられない方は、ご自身の欄だけ記入してください。(○はそれぞれ1つ)

(1) あなたの職業		(2) 配偶者・パートナーの職業	
1 勤め人(正規)		1 勤め人(正規)	
2 勤め人(パート・アルバイト・派遣)		2 勤め人(パート・アルバイト・派遣)	
3 自営業・農業(家族従事者を含む)		3 自営業・農業(家族従事者を含む)	
4 家事専業		4 家事専業	
5 無職、年金受給者		5 無職、年金受給者	
6 学生		6 学生	
7 その他()		7 その他()	

F5 同居している家族の構成は。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 ひとり暮らし | 2 配偶者・パートナーとふたり |
| 3 2世代家族(親と子) | 4 3世代家族(親と子と孫) |
| 5 その他の世帯(1~4以外) | |

F6 同居している家族の中に何らかの手助けや支援を必要とする方がおられますか。
(○はいくつでも、あなたご自身も含みます)。

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 小学校入学前の子ども | 2 小・中学生の子ども |
| 3 高校生年代の子ども | 4 障害のある人(子ども) |
| 5 介護や見守りが必要な高齢者 | 6 その他() |
| 7 あてはまる人は誰もいない | |

仕事と生活のバランス、家庭での役割について

問1 あなたは、希望としてどのような暮らし方をしたいと思いますか。(○は1つ)
 ※F4で「学生」と答えた方は、「仕事」には学校での授業等も含まれます。

- 1 「仕事」を優先したい
- 2 「家庭生活」を優先したい
- 3 「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)を優先したい
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 8 その他()

問2 それでは、あなたの現実の生活に最も近いものはどれですか。(○は1つ)
 ※F4で「学生」と答えた方は、「仕事」には学校での授業等も含まれます。

- 1 「仕事」を優先している
- 2 「家庭生活」を優先している
- 3 「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)を優先している
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 8 その他()

問3 1日のうちで、あなたが仕事や家事に要する時間は、平日または仕事がある日、休日それぞれどのくらいですか。((1)(2)のそれぞれについて○は1つずつ)

	平日または仕事がある日 (○は1つ)	休日 (○は1つ)
(1) 仕事(学生の場合は授業等)(在宅就労を含む) ※通勤時間は含みません	1 なし 2 4時間未満 3 4時間~6時間未満 4 6時間~8時間未満 5 8時間以上	1 なし 2 4時間未満 3 4時間~6時間未満 4 6時間~8時間未満 5 8時間以上

	平日または仕事がある日 (○は1つ)	休日 (○は1つ)
(2) 家事 (育児、介護等を含む)	1 ほとんどない 2 30分未満 3 30分～1時間未満 4 1時間～2時間未満 5 2時間～3時間未満 6 3時間～4時間未満 7 4時間～5時間未満 8 5時間以上	1 ほとんどない 2 30分未満 3 30分～1時間未満 4 1時間～2時間未満 5 2時間～3時間未満 6 3時間～4時間未満 7 4時間～5時間未満 8 5時間以上

問4 家庭における役割について、あなたはどのようにするのが望ましいと思いますか。
また、実際にあなたの家庭ではどのように分担していますか。

((1)～(11)の理想と現実それぞれについて○は1つずつ)

	全員が お答えください			配偶者・パートナーの いる方のみお答えください				
	理想			現実				
	主に妻・パートナー	主に夫・パートナー	それぞれ同じ程度	主に妻・パートナー	主に夫・パートナー	それぞれ同じ程度	その他の家族	該当しない
(1) 生活費を稼ぐ	1	2	3	1	2	3	4	5
(2) 炊事	1	2	3	1	2	3	4	5
(3) 洗濯	1	2	3	1	2	3	4	5
(4) 掃除	1	2	3	1	2	3	4	5
(5) その他の家事	1	2	3	1	2	3	4	5
(6) 白々の家計の管理	1	2	3	1	2	3	4	5
(7) 高額な物の購入の決定	1	2	3	1	2	3	4	5
(8) 高齢者、病気の人の介護・看護	1	2	3	1	2	3	4	5
(9) 子どもの教育としつけ	1	2	3	1	2	3	4	5
(10) 育児(乳幼児の世話)	1	2	3	1	2	3	4	5
(11) 自治会、町内会など地域活動への参加	1	2	3	1	2	3	4	5

とい
問5 あなたは「男は仕事、女は家庭」という考え方（性別役割分担意識）について、どう思いますか。（○は1つ）

1 賛成	2 どちらかといえば賛成
3 どちらかといえば反対	4 反対
5 わからない	

とい
問5-1 賛成と思う理由を教えてください。（○はいくつでも）

1 日本の伝統・慣習だと思うから
2 性別で役割分担をした方が効率が良いと思うから
3 子どもの成長にとって良いと思うから
4 個人的にそうありたいと思うから
5 その他（ ）

とい
問5-2 反対と思う理由を教えてください。（○はいくつでも）

1 男女平等に反すると思うから
2 女性が家庭のみでしか活躍できないことは、社会にとって損失だと思うから
3 男女ともに仕事と家庭に関わる方が、各個人、家庭にとって良いと思うから
4 少子高齢化により労働力が減少し、女性も仕事をする必要があると思うから
5 一方的な考え方を押し付けるのは良くないと思うから
6 その他（ ）

とい
問6 あなたは、家族・親族の介護をしたことがありますか。（○は1つ）

1 ある	2 ない
------	------

とい
問7 あなた自身に介護が必要となった場合、誰に介護をしてほしいと思いますか。現在の状況にかかわらず、ご希望をお答えください。（○は2つまで）

1 配偶者・パートナー	2 娘
3 息子	4 娘の配偶者・パートナー
5 息子の配偶者・パートナー	6 その他の親族
7 ホームヘルパー・ボランティア	8 社会福祉施設や有料老人ホームの職員
9 その他（ ）	10 わからない

とい
問8 今後、男性が家事、育児、介護・看護、地域活動などに積極的に参加していくためには、
どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- 1 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること
- 2 男性が家事、育児、介護・看護、地域活動に参加することについて、社会的評価を高めること
- 3 夫婦、パートナーの間で家事などの分担をするように十分話し合うこと
- 4 労働時間の短縮などを進め、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- 5 小さいときから男性に家事や育児に関する教育をすること
- 6 男性が育児や介護・看護、地域活動を行うための、仲間（ネットワーク）づくりを進めること
- 7 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること
- 8 その他 ()

とい
問9 次の社会的な活動について今後参加したいと思うものがありますか。(○はいくつでも)

- 1 自治会・町内会の活動
- 2 P T Aや子ども会の活動
- 3 地域における趣味・スポーツ・学習の活動
- 4 N P O（非営利団体）やボランティアの活動
- 5 民生委員・市民公募委員・市政協力委員など公的な立場での活動
- 6 その他 ()
- 7 特に参加したいものはない

とい
問10 防災・災害復興対策で、特に取り組む必要があると思うのはどれですか。
(○は3つまで)

- 1 災害対策本部に女性が配置され、被災時の対策に女性の視点を入れること
- 2 防災・復興に関する計画の策定のための防災会議などに女性が参画し、男女共同参画の視点を計画や防災マニュアルに反映すること
- 3 避難所の設備（男女別トイレ・多目的トイレ・更衣室・授乳搾乳室・防犯対策等）
- 4 避難所運営の責任者に女性が配置され、被災者対応に女性の視点を入れること
- 5 授乳児、高齢者、障害者、病気の人、女性が必要とするものなどの備えやニーズの把握、指示する際の配慮
- 6 災害時の救援医療体制（診察・治療体制、妊産婦をサポートする保健師・助産師の配置）
- 7 被災者に対する男女別の相談体制
- 8 その他 ()
- 9 必要だと思わない
- 10 わからない

職業生活や女性の活躍、困難支援などについて

問11 女性の働き方についてお尋ねします。現在の状況、経験したこと、これから希望も含めて、あてはまるものをお尋ねします。(○は1つだけ)

※F1で「女性」と答えた方は『あなたご自身』、それ以外の方で女性の配偶者・パートナーがいる場合は『あなたの配偶者・パートナー』について、お答えください。

- 1 結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている(続けていた/続けるつもり)
- 2 結婚するまで仕事を持ち、結婚後は家事に専念している(専念していた/専念するつもり)
- 3 子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたら家事や育児に専念している(専念していた/専念するつもり)
- 4 育児の時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けている(続けていた/続けるつもり)
- 5 育児の時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続けている(続けていた/続けるつもり)
- 6 仕事を就いたことはない(就くつもりはない)
- 7 その他()

問12 これまでに雇用されて働いたこと(家族従事者も含む)がある方におたずねします。あなたの職場ではどのような状況ですか。

((1)～(12)のそれぞれについて○は1つずつ)

	て 女 性 が 優 遇 さ れ	男 女 平 等 で あ る	て い る 男 性 が 優 遇 さ れ	わ か ら な い
(1) 募集・採用の仕方	1	2	3	4
(2) 採用数	1	2	3	4
(3) 配置される職場	1	2	3	4
(4) 仕事の内容	1	2	3	4
(5) 賃金	1	2	3	4
(6) 昇進・昇給	1	2	3	4
(7) 能力評価(業績評価・人事考課等)	1	2	3	4
(8) 管理職への登用	1	2	3	4

	女性が優遇され ている	男女平等である	男性が優遇され ている	わからない
(9) 研修の機会や内容	1	2	3	4
(10) 働き続けやすい雰囲気	1	2	3	4
(11) 再雇用	1	2	3	4
(12) 育児・介護休暇など休暇の取得に関して	1	2	3	4

問13 女性が働き続けるため、また一旦仕事を辞めた女性が再就職を希望する場合、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1 女性の雇用機会の拡大
2 男女がともに取得できる育児・介護休業制度の充実
3 育児や介護・看護のための施設やサービスの充実
4 夫、パートナーなど家族の理解や家事、育児、介護・看護などへの参加
5 企業経営者や職場の理解
6 就職情報や職業紹介などの相談機関の充実
7 技能・技術を身につけるための研修や職業訓練の機会の充実
8 育児や介護・看護などによる退職者を元の職場で再雇用する制度の普及
9 労働時間の短縮やフレックスタイム制、在宅勤務など柔軟な勤務形態
10 給与や労働条件の改善
11 その他 ()

問14 地域・職場などにおいて、政策などの立案や方針決定において女性の意見が反映されていると思いますか。(○は1つ)

1 反映されていると思う	2 どちらかといえば反映されていると思う
3 どちらかといえば反映されていると思わない	4 反映されていると思わない
5 わからない	

問15 あなたは、地域・職場などにおいて、政策などの立案や方針決定の場へ参画したいと思いますか。(○は1つ)

1 参画したい	2 どちらかといえば参画したい
3 どちらかといえば参画したいと思わない	4 参画したいと思わない
5 わからない	

とい
問16 あなたが、次にあげるような職業や役職において、今後女性がもっと増える方がよいと思うのはどれですか。(○はいくつでも)

1 知事や市長など	2 国会議員、府議会議員、市議会議員
3 公務員の管理職	4 裁判官、検察官、弁護士
5 大学教授	6 国連などの国際機関の管理職
7 企業の管理職	8 起業家・経営者
9 労働組合の幹部	10 農協の役員
11 新聞・テレビなどマスコミの管理職	12 自治会長、町内会長等
13 その他()
14 特にない	15 わからない

とい
問17 日常生活や社会生活を送るうえで、女性であることにより様々な制約が課されたり、困難に直面していると思うのはどれですか。(○はいくつでも)

1 家庭においてきょうだいの間で扱いに差がある
2 親からの暴力、親やきょうだいからの性被害を受ける
3 求職や就労などにおいて、選択の幅が限られる
4 痴漢行為やセクハラなど性的な対象として見られる
5 どこにも頼るところがなく、社会的に孤立する
6 大学・大学院など専門的な教育分野に進学する必要がないとして扱われる
7 予期せぬ妊娠や中絶を経験する
8 孤立した環境での出産と子育てを強いられる
9 その他(
10 特にない

とい
問18 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により日常生活や社会生活で困難な問題を抱える女性について、あなたはどのような支援が必要だと思いますか(○はいくつでも)

1 家族や友人などの話を聞いてくれる第三者
2 専門的な知識をもつ公的な相談所
3 避難できる場所や居住して保護を受けられる場所
4 適切な診療を受けられる医療施設
5 訪問や巡回を伴うフォローワーク
6 自立を支援してくれる団体や法律
7 自治会など地域コミュニティによるサポート
8 学校教育などの教育機関によるサポート
9 その他(

とい
問19 現在の制度では、婚姻によって、夫婦のどちらかが必ず名字・姓を変えなければならぬことになっています。あなたは、このことにより、名字・姓を変えた人に何らかの不便・不利益があると思いますか。(○は1つ)

1 何らかの不便・不利益があると思う	2 不便・不利益はないと思う
--------------------	----------------

とい
問19-1 不便・不利益になると思うものを選んでください。(○はいくつでも)

- 1 仕事の実績が引き継がれないなど、職業生活上の不便・不利益がある
- 2 名字・姓を変更した側のみに名義変更の負担があるなど、日常生活上の不便・不利益がある
- 3 自己喪失感が生じたり、プライバシーが公になりましたことにより心理的負担が生ずる
- 4 実家の名字・姓を残せなくなることなどから、婚姻の妨げになる
- 5 その他 ()

とい
問20 夫婦の名字・姓に関する制度のあり方をめぐる議論について、あなたはどのように思いますか。(○は1つ)

1 現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい	2 現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓を通称として幅広く使うことができるようとする法制度を設けた方がよい	3 選択的夫婦別姓制度(夫婦は同じ名字・姓を名乗るか、それぞれの婚姻前の名字・姓を選べるようにする制度)を導入した方がよい	4 その他 ()	5 わからない
---------------------------	---	---	-----------	---------

ぼうりょく 暴力やハラスメントについて

◆問21から問27について、回答しづらい場合は無理に回答されなくとも結構です。

問21 次の行為を配偶者・パートナー等から受けすることは、ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者等からの暴力）だと思いますか。((1)～(17)のそれぞれについて○は1つずつ)

	どんな場合 でもDVに あたる	DVの場合と そうでない 場合がある	DVにあた るとは思わ ない
(1) 平手でうつ（たたく）、なぐる、ける	1	2	3
(2) なぐるふりをして脅す	1	2	3
(3) 物にあたる、壊す	1	2	3
(4) 大声でどなる	1	2	3
(5) 暴言をはいたり、見下したりする	1	2	3
(6) 「誰のおかげで生活できるんだ」や「かい しょうなし」などと言う	1	2	3
(7) 何を言っても長時間無視し続ける	1	2	3
(8) 家に生活費を入れない	1	2	3
(9) 家族や友人との関わりを持たせない	1	2	3
(10) 相手の交友関係や電話を細かく監視する	1	2	3
(11) 他の異性との会話を許さない	1	2	3
(12) 職場に行くことを妨害したり、外出先を 制限する	1	2	3
(13) 相手が嫌がるのに性的な行為を強要する	1	2	3
(14) 避妊に協力しない	1	2	3
(15) 相手が嫌がるのにポルノビデオやポルノ 雑誌を見せる	1	2	3
(16) 相手の許可をえずに性的な写真や動画を公 開する	1	2	3
(17) 子どもの前で暴力をふるう	1	2	3

問22 配偶者・パートナーや元配偶者・元パートナー、恋人等から次のような行為を一度でも受けたことがありますか。(○はいくつでも)

- 1 命の危機を感じるくらいの暴力をうける
- 2 医師の治療が必要となる程度の暴力をうける
- 3 医師の治療が必要とならない程度の暴力をうける
- 4 なぐるふりをして脅される
- 5 あなたが嫌がっているのに性的な行為を強要される
- 6 あなたが嫌がっているのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる
- 7 何を言っても長時間無視され続ける
- 8 交友関係や電話を細かく監視される
- 9 「誰のおかげで生活できるんだ」や「かいしょなし」などと言われる
- 10 大声でどなられる
- 11 生活費を渡してくれない(収入を生活費に充ててくれない)
- 12 受けたことがない

◆問22で「1」～「11」のいずれかを選択された方におたずねします。

問23 配偶者・パートナー等からいざれかの行為を受けたことについて、誰かに話したり、相談しましたか。(○はいくつでも)

- 1 家族・親族に相談した
- 2 同僚や友人に相談した
- 3 職場の上司に相談した
- 4 学校・職場の相談窓口に相談した
- 5 公的機関に相談した
- 6 その他()
- 7 誰にも話さず、相談していない

問23-1 相談しなかったのは、どのような理由からですか。(○はいくつでも)

- 1 誰に相談してよいのかわからなかったから
- 2 みつともないと思ったから
- 3 相談しても無駄だと思ったから
- 4 相談しても自分のせいにされると思ったから
- 5 相手に知れるとよりひどい暴力を受けると思ったから
- 6 自分にも悪いところがあると思ったから
- 7 相談するほどのことではないと思ったから
- 8 家族に危害が及ぶと思ったから
- 9 その他()

とい
問24 あなたは、DVや性暴力の被害、それに関する悩みを相談できる窓口などで配慮してほしいと思うことは何ですか。(○はいくつでも)

- 1 メールによる相談ができる
- 2 チャット、SNSなどによる相談ができる
- 3 電話による相談ができる
- 4 通話料が無料で相談できる
- 5 24時間相談ができる
- 6 医療費、カウンセリング費用、弁護士費用などについて、無料で支援が受けられる
- 7 相談内容に関連する、他の相談窓口との連携が行われる
- 8 同性の相談員がいる
- 9 匿名で相談ができる
- 10 弁護士など、法的知識のある相談員がいる
- 11 臨床心理士、公認心理師など、心理専門職の相談員がいる
- 12 DVや性暴力に関する専門の相談員がいる
- 13 その他 ()

とい
問25 次の(1)~(24)の行為について、ハラスメント(相手に対して不適切な言動を行い、精神的・身体的に苦痛や不利益を与える行為)だと思いますか。また、そのような行為を受けたことや、したことがありますか。該当する行為に○をしてください。

	ハラスメント だと思いますか		経験が ありますか		
	思 う	思 わ な い	が受 あ け る た こ と	あ し た こ と が	こ そ と は よ な う い な
セクシャル・ハラスメント					
(1) 地位や権限を利用して、性的な関係を迫ること	1	2	1	2	3
(2) さわる、抱きつくなど身体に接触すること	1	2	1	2	3
(3) 性的冗談や質問、ひやかしの言葉などをかけること	1	2	1	2	3
(4) ヌードポスターーやわいせつ本、性的ジェスチャーを見せたりして、からかうこと	1	2	1	2	3
(5) 宴席でのお酌やデュエット、ダンスなどを強要すること	1	2	1	2	3

	ハラスメント と思いますか		経験が ありますか		
	思 う	思 わ な い	が受 あけ るた こと	あし たこと が	こそ とはよ ういな い
(6) 結婚予定や出産予定をたびたび聞くこと	1	2	1	2	3
(7) 身体をじろじろ見たり、容姿のことをすぐ話題にすること	1	2	1	2	3
(8) 「異性関係が派手だ」などと性的な噂を流すこと	1	2	1	2	3
モラル・ハラスメント					
(9) 予想もつかないところで急に怒り出し、暴言を言い始めて全人格を否定すること	1	2	1	2	3
(10) 話しかけられても無視をし、口をきかないこと	1	2	1	2	3
(11) 少ない生活費を渡し、外で働くことを許さないこと	1	2	1	2	3
(12) 友達や家族を家に招くことや連絡を取ることを禁じること	1	2	1	2	3
(13) 仕事に大切な情報や資料をある人にだけ渡さないこと	1	2	1	2	3
(14) 身体の特徴やしぐさなどを馬鹿にすること	1	2	1	2	3
(15) 明らかにできないとわかっている仕事を振って、「なぜできない」と罵倒すること	1	2	1	2	3
(16) 他の人のミスをある人のせいにすること	1	2	1	2	3
マタニティ・ハラスメント					
(17) 妊娠・出産がきっかけで、雇用形態を変更すること（正社員→契約社員など）	1	2	1	2	3
(18) 妊娠・出産がきっかけで、給料を減らすこと	1	2	1	2	3
(19) 妊娠・出産がきっかけで、望まない異動をさせること	1	2	1	2	3

	ハラスメント と思ひますか		けいけん 経験が ありますか		
	思 う おも	思 わ ない おも	が受 あけ るた こと う	あし たこと が	こそ ことはよ なう いな
(20) 妊娠・出産がきっかけで、解雇や契約打ち切り、自主退職への誘導などをすること（出産告知後・産休中・産休明け1年以内）	1	2	1	2	3
(21) 妊娠中や産休明けなどに、嫌がらせをすること	1	2	1	2	3
(22) 妊娠中や産休明けなどに、残業や重労働などを強いること	1	2	1	2	3
(23) 妊娠中や産休明けなどに、心無い言葉を言うこと	1	2	1	2	3
(24) 妊娠を相談できる職場環境がないこと	1	2	1	2	3

◆問25で何らかのハラスメントを受けたことがある方がお答えください。

問26 ハラスメントを受けていることについて誰かに話したり、相談しましたか。
(○はいくつでも)

1 家族・親族に相談した	2 同僚や友人に相談した
3 職場の上司に相談した	4 学校・職場の相談窓口に相談した
5 公的機関に相談した	6 その他 ()
7 誰にも話さず、相談していない	

問26-1 相談しなかったのは、どのような理由からですか。(○はいくつでも)

1 誰に相談してよいのかわからなかったから
2 みっともないと思ったから
3 相談しても無駄だと思ったから
4 相談しても自分のせいにされると思ったから
5 相手に知れるとよりひどいハラスメントを受けると思ったから
6 自分にも悪いところがあると思ったから
7 相談するほどのことではないと思ったから
8 家族に危害が及ぶと思ったから
9 その他 ()

とい
問27 性暴力・性犯罪（配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメントなど）をなくすために、もっと取り組みを進める必要があるのはどのようなことですか。
(○はいくつでも)

- 1 法律・制度の制定や見直しを行う
- 2 犯罪の取り締まりを強化する
- 3 暴力を許さない社会づくりに向けて意識啓発をする
- 4 被害者のための相談窓口や保護施設を充実させる
- 5 加害者のためのカウンセリングや相談の窓口を充実させる
- 6 家庭や学校において男女平等についての教育を充実させる
- 7 メディアが自主的に倫理規定を強化する
- 8 過激な内容の映像やゲームソフト等の販売や配信などを制限する
- 9 その他 ()

男女共同参画の推進について

とい
問28 現在、日本の社会のいろいろな分野において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。((1)～(8)のそれぞれについて○は1つずつ)

	男性が優遇されている	優遇されている	平等である	優遇されている	女性が優遇されている
(1) 学校教育では	1	2	3	4	5
(2) 雇用の機会や働く分野では	1	2	3	4	5
(3) 地域活動では	1	2	3	4	5
(4) 家庭生活では	1	2	3	4	5
(5) 社会慣習やしきたりなどでは	1	2	3	4	5
(6) 法律や制度の上では	1	2	3	4	5
(7) 政治・経済活動への参加では	1	2	3	4	5
(8) 社会全体では	1	2	3	4	5

とい
問29 あなたご自身の経験に照らして、あなたのお考えに最も近いと思われるものを選んでください。(○はそれぞれ1つずつ)

	そう思 う	そう思 う	どちらかとい えば	そう思 わない	どちらかとい えば	そう思 わない	わから ない
(1) 以前に比べて、社会で女性が活躍しやすくなっている	1	2	3	4	5		
(2) 以前に比べて、男女とも働き続けやすい社会になっている	1	2	3	4	5		
(3) 男性の育児への参画が以前より進んでいる	1	2	3	4	5		
(4) 男性の介護・看護への参画が以前より進んでいる	1	2	3	4	5		
(5) 地域活動が以前より活性化している	1	2	3	4	5		

とい
問30 今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために、最も重要なものは何ですか。(○は2つまで)

1 法律や制度の上での見直しを行い、性差別につながるもの改めること
2 女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたり改めること
3 女性自身が経済力をつけたり、積極的に知識・技術の向上を図ったりすること
4 女性の意識改革を図ること
5 男性の意識改革を図ること
6 小さいときから家庭や学校で男女平等について教えること
7 育児や介護・看護を支援する施設やサービスの充実を図ること
8 職場において性別による待遇(配置や昇進など)の差をなくすこと
9 政治分野や政府における重要な役職を一定の割合で女性とすること
10 自治体、企業などにおける重要な役職を一定の割合で女性とすること
11 その他()

とい
問31 今後、男女共同参画社会を推進するために、羽曳野市はどのようなことに力を入れて
いくべきですか（○は3つまで）

- 1 羽曳野市の審議会委員や管理職など、政策・方針決定の場に女性を積極的に登用する
- 2 民間企業・団体等の管理職に女性の登用が進むよう支援する
- 3 男性や女性の生き方や悩みに関する相談の場を充実する
- 4 男女共同参画社会づくりに役立つ情報を収集し広く提供する
- 5 職場において男女の均等な取扱いが図られるよう企業等に働きかける
- 6 仕事と生活のバランスがとれるよう男女ともに働き方の見直しを進める
- 7 学校教育や生涯学習の場で男女共同参画に向けた学習を充実する
- 8 妊娠・出産期、更年期など生涯を通じた女性の健康づくりを推進する
- 9 セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力の防止や被害者への支援を充実する
- 10 男女共同参画を進めるための啓発活動を充実する
- 11 候補者男女均等法に基づき、選挙の候補者数をできる限り男女均等にするよう啓発活動を充実する
- 12 その他（ ）

とい
問32 次の「ことば」や「ことがら」についてご存知ですか。

((1) ~ (23) のそれぞれについて○は1つずつ)

	ないよう 内容まで し 知っている	み 見たり聞いたり き したことはある	まつた 全く し 知らない
(1) 女子差別撤廃条約	1	2	3
正式名は「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」。「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。			
(2) 男女共同参画社会基本法	1	2	3
男女共同参画社会の形成に関する基本理念や施策の基本的な事項を定めるとともに、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにしている。			
(3) 男女雇用機会均等法	1	2	3
正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」。募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などについて男女とも平等に扱うことを定めている。			

内容まで し 知っている	み 見たり聞いたり したことはある	まつた 全く し 知らない
1 2 3	1 2 3	1 2 3

	ないよう 内容まで し 知っている	み 見たり聞いたり したことはある	まったく し 知らない
(12) ジェンダー 生まれついての生物学的性別（セックス／sex）に たいして、社会通念や慣習の中で作り上げられた 「男性像」「女性像」など、「社会的・文化的に形成 された性別」のこと。	1	2	3
(13) ポジティブ・アクション (積極的改善措置) さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間 の格差を改善するため、必要な範囲内において、 男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を 積極的に提供したり、個々の状況に応じて実施し ていくこと。	1	2	3
(14) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (性と生殖に関する健康／権利) いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、 安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子ども もが健康に生まれ育つことなど、個人、特に女性の 性や生殖に関する健康や権利を保障するという考 え方。	1	2	3
(15) ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) ひとりひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の 責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおい ても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に 応じて多様な生き方を選択・実現できること。	1	2	3
(16) ダイバーシティ 多様性を指す言葉で、組織や社会において、性別、 人種、年齢、文化、価値観など、様々な背景を持つ 人々が共存し、それぞれの能力や個性を活かせる 状態を意味している。	1	2	3
(17) L G B T Q L（レズビアン：女性同性愛者）、G（ゲイ：男性 同性愛者）、「B（バイセクシュアル：両性愛者）、 T（トランスジェンダー：生まれた時に法律的・ 社会的に割り当てられた性別に収まらない性別のあ り方を持つ人）、Q（クエスチョニング：自身の性 自認や性的指向が定まっていない状態にある人や、 あえて決めない人）の頭文字を並べたもの。	1	2	3

	ないよつ 内容まで し 知っている	み 見たり聞いたり き したことはある	まつた 全く し 知らない
(18) SOGI 性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとった言葉で、すべての人が持つ心の性のことを意味する。	1	2	3
(19) ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)・デートDV (配偶者等からの暴力・恋人同士の間で起きる暴力) 配偶者や恋人といった親密な関係にある人から受けた暴力のこと。単なる夫婦や恋人同士のけんかで片付けられない、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。	1	2	3
(20) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域その他の社会的関係での地位を利用して性的な関係を強要し、それを拒否した人に對し不利益を負わせたり、性的な言動によりその場にいる人たちを不快にさせ、その環境を損なう行為のこと。	1	2	3
(21) モラル・ハラスメント 言葉や態度によって、相手の人格や尊厳を継続的に傷つけ、精神的な苦痛を与えること。職場の上下関係に限らず、夫婦や恋人など、あらゆる人間関係において起こりうる精神的な暴力を指す。	1	2	3
(22) マタニティ・ハラスメント 働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由に職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせ（解雇、不利益な異動、減給、降格などの取扱い）のこと。	1	2	3
(23) 不同意性交等罪、不同意わいせつ罪 性被害者の保護と支援を強化し、性犯罪の被害をより広く捉えることを目的として刑法が改正され、同意のない性行為が処罰対象となるとともに、わいせつな行為に対する処罰が明確化された。	1	2	3

とい
問33 男女共同参画に関することでご意見などがございましたら、ご自由にお書きください。

しつもん いじょう
質問は以上です。

きにゅう いちど かくにん どうふう へんしんよう
記入もれがないか、もう一度ご確認のうえ、同封の返信用
ふうとう い れいわ ねん がつ にち へんそう
封筒に入れ、令和7年9月12日（金）までにご返送ください。
いそが きょうりょく
お忙しいところご協力いただき、ありがとうございました。

